

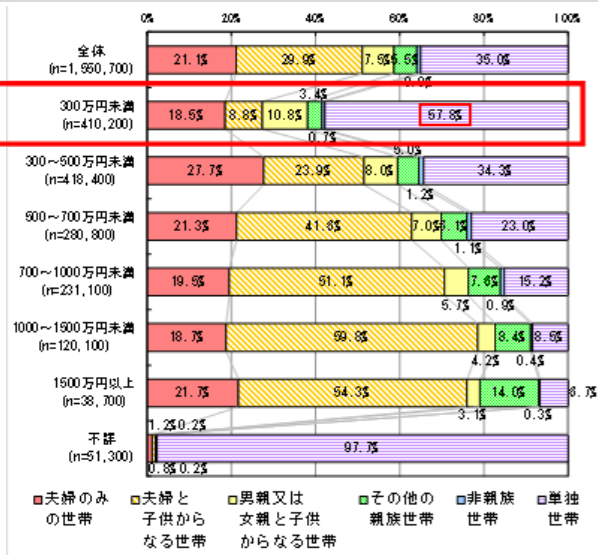
1 論点

- 重層的な住宅セーフティネットの構築
- 民間賃貸住宅における入居支援と居住支援の充実 【重点的に議論】
- 新たな住宅確保要配慮者への対応（若年・中高年単身者等への対応）

2 現状

図1) 世帯年収別家族構成の割合

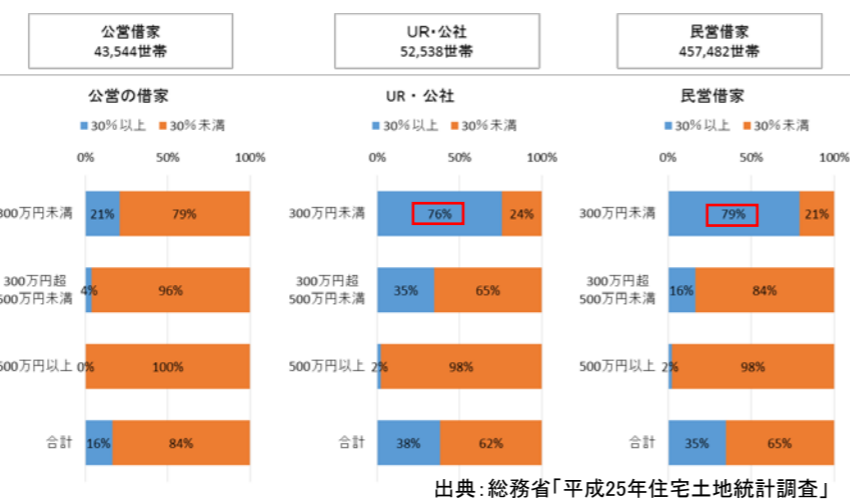
→ 年収300万円未満の約6割が単身世帯



出典：総務省「平成25年住宅土地統計調査」

図2) 住居費負担率30%以上の世帯の割合

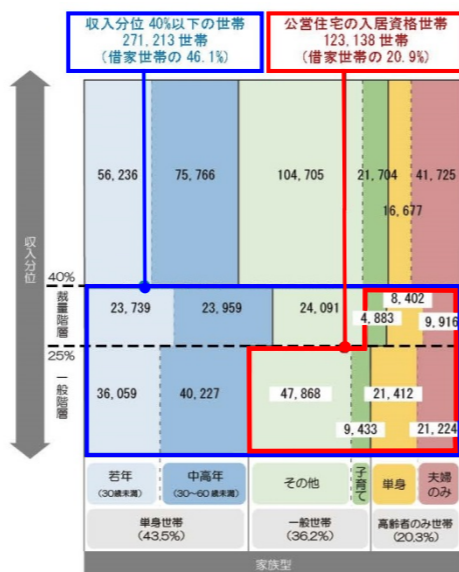
→ 年収300万円未満ではUR・公社と民間借家で約80%



出典：総務省「平成25年住宅土地統計調査」

図4) 借家世帯の内訳

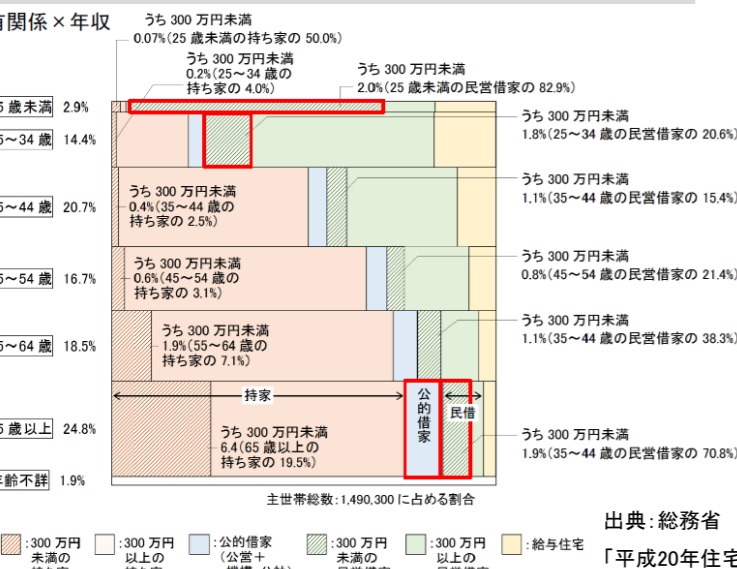
→ 借家世帯の約46%が収入分位40%以下



出典：総務省「平成20年住宅土地統計調査」

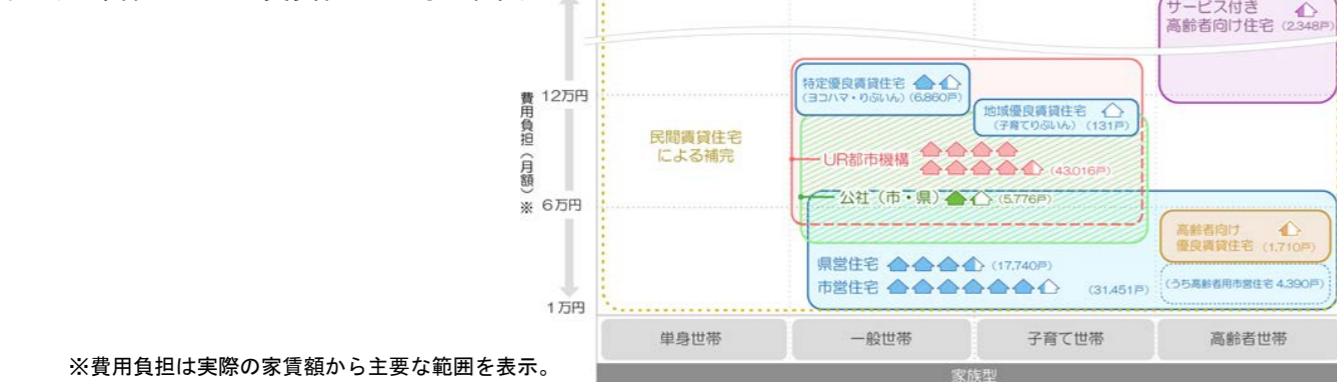
図3) 世帯主年齢 × 住宅の所有関係 × 年収

→ 34歳以下は年収300万円未満で民間借家割合が高い
→ 65歳以上は借家割合低いが公的借家の割合が高まる



出典：総務省「平成20年住宅土地統計調査」

図5) 公営住宅・公的賃貸住宅の対応範囲



※費用負担は実際の家賃額から主要な範囲を表示。

3 課題

	公営住宅	公的賃貸住宅	民間賃貸住宅
入居支援	≪市営住宅≫ ・真に困窮する方々の入居機会の確保 ・大規模改修や建替えによる市営住宅の維持	≪優良賃貸住宅≫ ・低・中所得向け住宅の更なる供給 ≪公社・UR賃貸≫ ・各事業主体の取組との連携	≪民間賃貸住宅≫ ・円滑な入居支援の促進 ≪サ付住宅≫ ・入居者の費用負担を抑えた住宅の供給誘導
居住支援	・大規模改修や建替えによる市営住宅の維持 ・入居者の高齢化等によるコミュニティ活動の希薄化及び自治会活動の低下への対応	・地域の中で支え合い安心できる住環境の提供	・より一層進む少子高齢化に対応した住環境の形成

4 委員からの主な意見

- ・孤独死の恐れがあったり、保証金の用意ができなかったりといった事情で入居が困難な方への対応はある程度よくなってきている。しかし、長年居住している高齢者への対応としての居住支援は不十分である。また、こうした方への居住支援は、借家に限らず、持ち家の居住者についても共通する問題である。
- ・障害はあるが、障害者手帳を持っておらず、生活保護も受けられていない若者が多い。また、行政に相談しても支援につながらない方もあり、こうした若者が高齢化する前に、早期の対処が必要である。
- ・福祉サービスと住宅・住居支援サービスが相互につながる事が重要であるが、そのためのバックグラウンド作りが不足している状況である。
- ・多様な民間賃貸住宅と、入居・居住困難者との類型をそれぞれ整理し、適切な入居先へとつなげる仕組みの検討が必要である。

5 今後の方向性

- ➡ ○民間賃貸住宅の活用 ○入居支援と居住支援の連携 ○新たな住宅セーフティネットの検討

	公営住宅	公的賃貸住宅	民間賃貸住宅
入居支援	≪市営住宅≫ ・入居収入基準の緩和 ・単身入居 ・優先入居 ・長寿命化対応、建替えの検討	≪優良賃貸住宅≫ ・低・中所得向け住宅の更なる供給 ≪公社・UR賃貸≫ ・各事業主体との取組との連携	≪民間賃貸住宅≫ ・民間賃貸住宅あんしん入居事業 ・新たな住宅セーフティネット ≪サ高住≫ ・入居者の費用負担を抑えた住宅の供給誘導策の検討
居住支援	≪市営住宅≫ ・高齢者向けに設計された住宅の供給 ・福祉施設等の併設 ・生活援助員の派遣	≪優良賃貸住宅≫ ・低・中所得の高齢者世帯や子育て世帯向けに供給 ・子育て優遇と高優遇との合築	≪民間賃貸住宅≫ ・民間賃貸住宅あんしん入居事業 ≪サ高住≫ ・指導指針の策定による質の向上

